

野田市農業委員会総会会議録（第12回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和4年12月9日午後3時、野田市農業委員会総会を野田市役所8階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番 石 山 幹 雄	2 番 石 山 高 弘
3 番 藤 井 愛 子	4 番 川 辺 茂
5 番 筑 井 正	6 番 古 谷 文 夫
7 番 齊 藤 和 夫	8 番 石 塚 正 夫
9 番 染 谷 美佐夫	10 番 針ヶ谷 久 翁
11 番 鳩 貝 直 子	13 番 吉 岡 清 美

1. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農用地利用配分計画について

議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

議案第7号 野田市農地利用最適化推進委員の担当区域内の募集人数について

第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知について

報告第6号 農地の現況に関する照会について

報告第7号 軽微な農地改良の届出について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司
主査	小田原 聡

議長 ただいまから令和4年第12回野田市農業委員会総会を開会します。

先ほど運営委員会が開催されましたので、運営委員会議長より報告をお願いします。

齊藤運営委員会議長 本日の運営委員会での内容を報告します。

野田市農地利用最適化推進委員の担当区域内の募集人数についてを議題としました。

14人を3区域で割り振り人数を決めるわけですが、区域内の農地面積を考慮し、第1区域は4人、第2区域は5人、第3区域は5人にすることに決定しました。

議長 本日、「野田市農地利用最適化推進委員の担当区域内の募集人数について」を追加議案とします。

本日の欠席者を申し上げます。

12番 宇佐見委員 病気のため欠席でございます。

野田市農業委員会会議規則第6条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

2番 石山 高弘 委員

13番 吉岡 清美 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第7号までとなっております。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番2番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください

申請地は、畑2筆で5752平方メートルとなっております。

権利の内容は賃貸借権設定です。

申請理由は、譲渡人は農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営をするためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年11月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第1班より説明をお願いします。

藤井委員 今月は1班が担当で、12月6日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番から3番7番、議案第2号申請番号1番2番、議案第3号申請番号1番2番9番については石山高弘委員、議案第1号申請番号4番から6番、議案第3

号申請番号3番から8番については鳩貝委員が、ご報告します。

それでは、議案第1号申請番号1番2番について石山高弘委員から報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号1番、2番について報告します。

申請地は、目吹字松砂の畑2筆で、耕作中の農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、新規就農者から営農計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、販売先などの営農計画について、説明をお願いします。

申請人 営農計画なんですけど、一応5反長ネギをやる予定です。

最初5反から始めて、少しずつ数を増やして、3年後には1町できるようにやっていきたいと思えます。

機械系は全部リースなんですけど、トラックと軽トラックとブームスプレーヤーと管理機を借りる予定です。

販売先が、東京シティ青果千葉支社柏市場、後は、日本一さんの方で、研修先が目吹農園さんで研修の方させていただいてます。

研修期間が2年位で勉強させていただいてます。

もう一人でもある程度はできますので3条の方を申請させていただきました。

齊藤委員 ネギは皮をむいたり、作業場が必要だと思いますがどこで作業するのですか。

申請人 目吹農園さんの方で場所を用意されてまして、自分の方は畑をメインでやります。

齊藤委員 そうするとあなたは作って、ネギをそのまま目吹農園に頼んである。

申請人 自分が作ったネギを目吹農園さんに自分の上司なので買い取っていただきます。

石山（高） 私、木野崎と目吹で農業経営していますが、やっぱり新規就農者さん最初の補助金が、まず出て従業員雇えばそれ人数分出て出てるうちはいいいんですが、失敗しているのを見ると土なんですよ。

雑草にのまれちゃって、結局ネギ自分で作るにしても苗を買うにしても、まあまあ費用かかる

わけで、ねぎの苗買いますよね、せっかく肥料撒いて、ネギを植えても雑草にのまれて、雑草にのまれている農家が何名かいるので、土の管理っていうのは草の管理、両方を気をつけていただければと思います。

ここは気をつけて頑張って下さい。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で743平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年11月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、目吹字西坪前の畑1筆で保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で2928平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は譲受人の希望による、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年11月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、関宿台町字東の畑3筆で耕作中の農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、申請者から営農計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、営農計画について、説明をお願いします。

申請人 申請人は、境町で牧場を営営しておりまして、従業員等は特に雇っていません。

野田市においては、今回農地を取得しますがそこで耕作する予定は、牧場で飼育している馬に食べさせる牧草を栽培する予定です。

齊藤委員 この申請によると、群馬県安中市となっているんですけど今の説明は、境町で牧場経営してるということなので群馬県安中市から境町に来て野田市に来るのですか。

申請人 実際の住居は坂東市で安中市に今住民登録していますが、その前に住んでいたのが坂東市で現在も週に何回かは坂東市で生活をしている状況にあります。

普段、兼業農家なんですけど、普段の兼業の事業も今回の申請地の数百メートルにありまして、その合間で、農地の管理をやろうと考えているということです。

齊藤委員 安中市には、住んでない。

申請人 安中市にはあまり住んでないと聞いてます。

安中市では近辺に農地とかは、所有しておりません。

齊藤委員 安中市では農業をやっていますか。

申請人 安中市では、やっておりません。

齊藤委員 実際は境町ではやっている。

生活で働いてる場所が野田市、近辺に農地を購入したいということですか。

申請人 先ほど申し上げましたが、普段働いている場所が野田市で、その合間にということでむしろ今までの境町の農地よりは、身近なもので管理は逆にしやすいのかと思います。

筑井委員 確認したいのですが、馬ということなんですけども、用途はどんな馬で何頭位飼育してるのか。

それから閑宿は30アール位なんですけども境町を含めると、2ヘクタールで全部牧草なのか3点をお聞きしたいです。

申請人 馬については、食べる用途と聞いてます。

僕代理人なんですけども食べる用途で肥育っていうんですか出荷する用途と聞いてまして、数は3頭って聞いてます。

筑井委員 牛はいますか。

申請人 牛はいないです。

筑井委員 3頭で2ヘクタールも必要なんですか。

申請人 現在の、耕作地は2ヘクタール耕作しています。

筑井委員 全部牧草ですか。

申請人 牧草と聞いています。

筑井委員 再確認ですが、境町の方に2ヘクタールあって、そこに草刈機りとかトラクターは、境町にあるということで、それを閑宿に持って来て閑宿で牧草を作ることよろしいですか。

申請人 その予定です。

ちなみに兼業が自動車販売なんですけど移動するトラックなどはあると聞いております。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 5 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 2 筆で 2663 方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢のため農業経営の規模を縮小するため、譲受人は農業経営の規模を拡大するためとなっております。

譲受人は法人ですが、農地所有適格法人の要件を満たしています。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 11 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第 1 号申請番号 5 番について報告します。

申請地は、古布内字愛宕の畑 2 筆で保全管理されている農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 6 番についてご説明いたします。

2 ページをご覧ください。

申請地は、畑 1 筆で 644 平方メートルの内 278.4 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農作業を続けるのが大変なため、譲受人はミョウガ生産に適しているためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和 4 年 11 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第1号申請番号6番について報告します。

申請地は、古布内字三軒家の畑1筆の一部で肥培管理されている農地でした。

現地調査班としては、現地は問題ありませんでしたので、申請者から営農計画について、説明を受けたうえで審議したいと合議の結果、判断しました。

以上です。

議長 本案については、説明員として申請人にお越しいただいておりますので、入室させます。

—申請人入室—

それでは、機械、労働力、技術があるか、また、営農計画について、説明をお願いします。

申請人 土地の選定理由なんですけども、こちら群馬県邑楽郡板倉町どちらかというと茨城県に結構近いです。

境町とか結構近いんですけども、そちらからこちらに行くのに大体1時間ちょっと位で着くことができまして、距離的にもそこまでは遠くないっていうこともありますし、また今回ですね、譲渡人になる〇〇さんからの農地を売りたいということもありまして、今回、〇〇さんの方にその白羽の矢が立ったっていう感じです。

〇〇さんの方も、今までずっと自宅の方と茨城県の境町の方でミョウガの生産やっております、またちょっともう少し違う土地でもやってみたいという意欲があったみたいで、ちょっとこの土地を選んだということになります。

営農計画の方ですが、こちらの方はですね、そうですね営農計画っていうのもあるんですけども、結構な量を生産して、毎回毎回農協さんか、この辺だと館林中央市場さんに卸して、売ってるっていう形になります。

機械の方ですとミョウガですと大掛かりな設備はいらないんですけども、特にですね今回の農地は、土地が狭いこともありまして、小型の耕運機を軽トラに載せて、現場に行くこともできますので、距離はありますので大型の物を持ってくることもできないので、面積がちいさければ、小型の耕運機を軽トラに載付けて、〇〇さん1人で行くことができるという点もあって、その土地の選定理由にも入ってくるんですけども、それがあります。

草刈り機の方もそんな大がかりではないので、手持ちの長いのを使って草刈をしたりとかっていう感じです。

持っているものとすれば大型の耕運機はもう1機あるんですけども、そちらは境町さんの方とかで使う際には、そちらの大型耕運機も使ってるんですけども、農業に関する人数なんですけども、こちらはミョウガになりますので、そんなに手間をかけなくて、普段かけなくてもできますので1人で普段はやってまして、この間ですね8月9月に収穫がありまして、私ちょっとそれに

手伝わせていただいたんですけども、その際は〇〇さんの息子さんの知人、男性3人手伝いに来てくれてまして、それで大体3日4日位かけて収穫を行うという感じでした。

なので、普段は〇〇さん1人でお仕事することが多いです。

繁忙期の時もお金を支払うってことではないんですけどもお手伝いに参加してくれる方が3、4人来るっていう感じになります。

技術力が十分にあるかとなりますともともと〇〇さんはどっかの大学に通うとか、そういうのもないので昔からずっと、独学でやってきたっていう感じになりまして、年齢も年齢だったので、手間のかかるものよりもミョウガとかのように、そんなに害虫もつきにくく、一度で植えてしまえば結構の量を収穫できるものに切り換えたといった感じです。

齊藤委員 ミョウガを作るということですけど、ミョウガは最盛期になるとほとんど毎日のように収穫しないと花が咲いて商品価値が下がってしまうと思うんですがその点は大丈夫ですか。

申請人 大丈夫です。

その辺は耕作証明とかを出してると思うんですけども、一応ですね、茨城県さんの方でも板倉町さんの方でもしっかり収穫されておまして、その辺は大丈夫だと思われます。

齊藤委員 板倉町からだここに記載されてあるように1時間10分かかるといことなんで、1時間10分かけて来て収穫して、また帰るとかなり負担になると思うんですけど草だらけになっちゃう可能性というのはないんですか。

申請人 〇〇さん、それは大丈夫だと思います。

〇〇さん年齢的にも、他に副業とかそういうのしてないので、農業一筋でやってますので、面積も狭いので、草刈にするには時間がそんなにかからないはずです。

今回、距離もあるので、そんなに広面積のところはできないっていうのがありました。

〇〇さん自体違う、気候の違うところで気分的にやってみたいっていう、意欲があったらしくて、今回ですね面積もちいさいので、どうですかっていう話で、ちょっと〇〇さんに振られたみたいなんです。

〇〇さんの方も、あんだけの面積になると、ちょっと農業やるの難しいっていうことなので、今回売り出して買う人が出て〇〇さんになりました。

齊藤委員 何となく草だらけになっちゃうような気がする。

その懸念はあります。

申請人 そうですね面積が狭いので、1回の除草そんなに時間もかからないので結構、何回か来ることもできるかなと思うんです。

茨城県の方に行くのにそのまま延長で行くこともできますので、境町さんですとその延長で来ることできると思います。

私ここに来る前、1回ちょっと境の方の畑の方も見てきたんですけども、一応今の段階ではちょっと綺麗な状態になってまして、耕作っていうか耕されておりました、そのまま回ってこっち野田市の方に来ました。

齊藤委員 申請代理人さんは、農業経験ありますか。

申請人 私の父と祖母が農業やっております。

私も米生産手伝ったことがあります。

現在も父がやってますしスイカもメロンを作ってますし、枝豆も作って庭にさくらんぼもやっ
ていて、みかんの収穫もできます。

ちなみに私、今週末にみかんの収穫を手伝います。

石山（高） これはウミョウガ専用の畑ということになるんですか。

他にウミョウガ収穫しないときは、違う野菜作りますか。

申請人 ウミョウガだけです。

特に他を作るというのが言っていなかったのも、ウミョウガだけということです。

議長 他に質問がないようでしたら、申請人を退席させたいと思いますが、よろしいでしょうか。

—異議なしの声あり—

お忙しい中、お疲れ様でした。

退席されて結構です。

—申請人退席—

申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で439平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により管理が困難なため、譲受人は農業経営の規模を拡大するた
めとなっております。

農地法第3条第2項各号に該当する場合は許可できませんが、いずれにも該当しません。

令和4年11月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第1号申請番号7番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字飯塚の畑1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

申請地は、田1筆で211平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸駐車場用地です。

令和4年11月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、砂利を敷き、整地して駐車場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、縁石で周囲を囲い土砂流出防止の処置済みです。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から2番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は、添付されております。

そして、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で180平方メートルとなっております。

転用の目的は、貸資材置場用地です。

令和4年11月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第2号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、盛土して資材置場用地とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、30 度以下の法面処理とする計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

特に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 2 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

申請地は、田 1 筆で 1983 平方メートルと畑 1 筆で 876 平方メートル合計 2859 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

令和 4 年 11 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号1について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生えている農地でした。

計画内容は、砂利を敷き整地して車両置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に単管パイプとロープを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から6ページの申請番号9番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、融資証明書及び預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

そして、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1061平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による車両置場用地です。

令和4年11月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第3号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理されている農地でした。

計画内容は、砂利を敷き整地して車両置場とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に単管パイプを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、融資証明書及び残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番から6番については関連があるので一括して、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号3番から6番についてご説明いたします。

4ページ5ページをご覧ください。

申請地は、畑5筆で1160平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による倉庫用地と駐車場用地です。

令和4年11月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第3号申請番号3番から6番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、倉庫用地は地盤調査後地盤補強して整地して倉庫を建築し、駐車場用地は整地して駐車場とする計画となっております。

給排水関係は、倉庫用地は上水道を引き込み、排水は浄化槽を通して側溝へ放流、雨水は倉庫用地及び駐車場用地共に、敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、土砂流出が起きないように工事を行う計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、行政庁の許認可処分の確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号7番についてご説明いたします。

申請地は、畑3筆で1983平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用です。

令和4年11月24日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第3号申請番号7番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、土を均して、太陽光発電施設とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 8 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 8 番についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください

申請地は、畑 1 筆で 1487 平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 11 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

鳩貝委員 議案第 3 号申請番号 8 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、耕作中の農地でした。

計画内容は、造成等を行う予定はなく太陽光発電施設とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲にフェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号 9 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 3 号申請番号 9 番についてご説明いたします。

申請地は、畑 1 筆で 1037 平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃貸借権設定による太陽光発電施設用地です。

令和 4 年 11 月 24 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（高）委員 議案第 3 号申請番号 9 番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地であると判断されます。

当該地の現況は、肥培管理されている農地でした。

計画内容は、整地し太陽光発電施設とする計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

筑井委員 関連というか確認ですが、申請番号7番の〇〇さんと議案第1号の6番この方、同じ住所ですが親子なのか関連性あるのか偶然なのか教えて下さい。

事務局 書類では親子までの関係はわかりません。

筑井委員 たまたま偶然だったってことですね。

議長 他に、ございませんか。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議長 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。

7ページから10ページをご覧ください。

野田市長より令和4年11月30日付けで、令和4年度第8次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、3年の賃貸借権設定が田1筆で1699平方メートルとなっております。

5年の賃貸借権設定が畑26筆で18525平方メートルとなっております。

10年の使用貸借権設定が田2筆で2956平方メートル、畑17筆で8999平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第5号「農用地利用配分計画について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農用地利用配分計画」についてご説明いたします。

11ページ、12ページをご覧ください。

野田市長より令和4年12月1日付けで、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により農地中間管理機構である千葉県園芸協会が農地中間管理権を取得している農地を貸し付けることについて、農業委員会の意見を求められています。

農用地利用配分計画でございますが、6年間の賃貸借権設定が田17筆で13022平方メートルとなっております。

今回の計画内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第5号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 6 号申請番号 1 番についてご説明いたします。

13 ページをご覧ください。

生産緑地の指定を受けた土地の所有者は、都市計画法第 20 条第 1 項の規定による告示の日から 30 年を経過したとき、又は当該生産緑地に係る主たる従事者が死亡、若しくは農業に従事することを不可能にさせる原因が生じた場合は市に買い取りの申出をすることができると生産緑地法第 10 条に定められております。

本案は、生産緑地の主たる従事者を証明するもので、主たる従事者は令和 3 年 12 月に亡くなっております。

生産緑地は、畑 11 筆で 3417 平方メートルとなっております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

本案については、地元委員が現地調査を行っておりますので針ヶ谷委員から報告をお願いします。

針ヶ谷委員 議案第 6 号申請番号 1 番について、令和 4 年 12 月 2 日に現地の状況確認を、事務局職員 1 名と実施しました。

現地調査で近隣に居住する方に聴き取りを行い、主たる従事者が当該生産緑地となっている農地を、買取り申出事由が発生するまでは適正に耕作しており、農業の主たる従事者であったことを確認いたしました。

また、当該農地は、肥培管理されている農地でした。

以上です。

議長 質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—異議なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第 6 号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 7 号「野田市農地利用最適化推進委員の担当区域内の募集人数について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 野田市農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、3 月から委員を募集しますので、区

域内の人数を決定するものです。

「野田市農業委員会に関する条例」第3条により、農地利用最適化推進委員の定数は14名と決まっております。

また、「野田市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する要綱」第2条により、担当区域は、表のとおりとなっております。

各区域の人数については先ほど、運営委員会議長より報告があったとおりです。

議長 質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—異議なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第7号について、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、1件受理しております。

次に2ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、1件受理しております。

次に3ページ5ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、9件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に6ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6号の規定による合意解約の提出が2件ありました。

次に7ページをご覧ください。

報告第5号 農地使用貸借契約の解約通知の提出が1件ありました。

次に8ページ9ページをご覧ください。

報告第6号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が2件、執行官からの照会が1件ありました。

次に10ページをご覧ください。

報告第7号 軽微な農地改良の届出については、1件提出がありました。

以上です。

議長 報告第6号の登記官照会等については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、執行官照会については、許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方裁判所松戸支部に記載のとおり回答いたしました。

登記官照会については、委員が現地調査を行っております。

登記官照会1番については、調査にあたった宇佐見委員が欠席のため私より報告します。

報告第6号登記官照会の番号1番について

令和4年10月19日に宇佐見委員、野口推進委員、栗原推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、住宅用地として使用されておりました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答したと報告を受けております。

議長 登記官照会2番について、調査にあたった吉岡委員より報告をお願いします。

吉岡委員 報告第6号登記官照会の番号2番について報告します。

令和4年9月27日に私と宇佐見委員、野口推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は、住宅及び倉庫用地として使用されておりました。

調査委員の合議の結果、現況は非農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局・委員からの説明が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。(午後4時7分)